

第 2 編

開発許可申請等の手続

第1章 開発許可申請書等の作成及び手続

開発許可等の申請は、法、省令及び県手続規則で定める様式に必要な書類及び図書を添付し、3部（正本1部、副本2部）を提出して行います。

申請書の提出先は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、開発区域等が存する市町村となります。

申請書の具体的な記載事項や添付図書は次のとおりです。

第1節 申請書等の作成

第1節 第1款 開発許可申請（法第30条、省令別記様式第2又は第2の2）

（許可申請の手続）

法第30条 前条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令^(省令第16条)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
 - 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途
 - 三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）
 - 四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）
 - 五 その他国土交通省令^(省令第15条)で定める事項
- 2 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令^(省令第17条)で定める図書を添付しなければならない。

（開発許可の申請書の記載事項）

省令第15条 法第30条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第4号に掲げる

ものを除く。) とする。

- 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第34条の号及びその理由
- 四 資金計画
(開発許可の申請)

省令第16条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、別記様式第2又は別記様式第2の2の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 法第30条第1項第3号の設計は、設計説明書及び設計図（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、設計図）により定めなければならない。
- 3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下次項及び次条において同じ。）内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。）を記載したものでなければならない。
- 4 第2項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。たゞし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、給水施設計画平面図は除く。
- 5 前条第4号の資金計画は、別記様式第3の資金計画書により定めたものでなければならない。
- 6 第2項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

[省令第16条第4項で定める設計図]

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	2,500分の1以上	1 等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては規模が1ヘクタール（令第23条の3ただし書の規定に基づき別に規模が定められたときは、その規模）以上の開発行為について記載すること。
土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及	1,000分	

	び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	の 1 以上	
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対し 30 度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この項、第 23 条、第 27 条第 2 項及び第 34 条第 2 項において同じ。）又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	1,000 分の 1 以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1,000 分の 1 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	500 分の 1 以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	500 分の 1 以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	50 分の 1 以上	1 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけについて作成すること。 2 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すこと不要。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁	50 分の 1 以上	

	壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
--	---------------------------------------	--	--

1 開発許可申請書の記載事項（省令別記様式第2）

開発許可申請書の記載事項は次のとおりです。

- (1) 開発区域（及び工区）の位置、区域及び規模
- (2) 予定建築物等の用途
- (3) 開発行為に関する設計
- (4) 工事施行者
- (5) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
- (6) 自己居住用の開発行為、自己業務用の開発行為、その他開発行為の別
- (7) 法第34条の該当号及びその理由（市街化調整区域内における開発行為の場合）
- (8) 資金計画

2 開発行為に関する設計

開発行為に関する設計は、設計説明書及び設計図（自己居住用の開発行為にあっては設計図）により定めなければなりません。

設計説明書には、設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載しなければなりません。

また、設計図は省令第16条第4項の表に定めるところにより作成しなければなりません。ただし、自己居住用の開発行為にあっては給水施設計画平面図は不要です。

なお、設計図には作成者がその氏名を記載しなければなりません。

3 資金計画

資金計画は、省令別記様式第3の資金計画書により定めたものでなければなりません。ただし、自己居住用の開発行為又は自己業務用の開発行為であって開発区域の面積が1ha未満のものにあっては資金計画は不要です（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）。

4 開発許可申請書の添付図書

（開発許可の申請書の添付図書）

省令第17条 法第30条第2項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとす

る。

- 一 開発区域位置図
- 二 開発区域区域図
- 三 法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類
- 四 設計図を作成した者が第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類
- 五 法第34条第13号の届出をした者が開発許可を受けようとする場合にあつては、その者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類
- 六 開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）内における同法第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。第31条第2項において同じ。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第73条第4項第1号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第4項及び第31条第2項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第53条第2項に規定する基準水位をいう。第4項及び第31条第2項において同じ。）以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

- 2 前項第1号に掲げる開発区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる開発区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
- 4 第1項第6号に掲げる地形図は、縮尺1,000分の1以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第73条第4項第1号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第73条第2項第2号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（開発許可申請書の添付書類）※令和6年度中に改正予定

県手続規則第3条 法第30条の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 省令第16条第2項の設計説明書 様式第2号

二 省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類 様式第3号

- 2 法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。
- 一 当該開発区域内の土地の公図の写し
 - 二 法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑証明書
 - 三 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあっては、法人税）の前年度の納税証明書
 - 四 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書
 - 五 その他知事が必要と認める書類

開発許可申請書には、省令第17条及び県手続規則第3条第2項に規定する図書を添付しなければなりません。ただし、道路横断図や排水施設構造詳細図等、公共施設の管理者が審査し把握していれば足りる図書については、あらかじめ法第32条第2項の協議が整っていれば、開発許可申請書に添付する必要はありません。

<添付書類>

書類の名称	説明	備考	関係条文
1 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書		法第30条第2項 法第32条第1項
2 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属について協議を行った書類		法第30条第2項 法第32条第2項
3 設計説明書		自己居住用は不要	省令第16条第2項 県手続規則第3条第1項第1号、第5条の3第2項
4 土地登記簿謄本 又は土地登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの		県手続規則第3条第2項第5号

5 土地・工作物の権利者の同意書			法第33条第1項第14号 省令第17条第1項第3号
6 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの		法第33条第1項第14号 県手続規則第3条第2項第2号
7 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域から除かれていることの証明書		県手続規則第3条第2項第5号
8 資金計画書 (残高証明書)	収支計画、年度別資金計画書 自己資金で事業を行う場合	※1	省令第16条第5項
(融資証明書)	融資を受けて事業を行う場合		
9 申請者の業務経歴書		※1	法第33条第1項第12号 県手続規則第3条第2項第3号
10 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	※1	法第33条第1項第12号 県手続規則第3条第2項第3号
11 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書		※1	法第33条第1項第13号 県手続規則第3条第2項第4号
12 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し(開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合)		法第31条 省令第17条第1項第4号 県手続規則第3条第1項第2号、第5条の3第1項
13 その他知事が必要と認める書類		※2	県手続規則第3条第2項第5号

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要ありません
(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く)。

※2 法第34条各号に該当する申請については、それぞれ別に定める図書が必要となります(各号審査基準参照)。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	50,000分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域の位置(朱書)	都市計画図に記入	省令第17条第1項第1号

2 開発区域区域図	2,500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書) (4) 必要な範囲で、都道府県界、市町 村界、町又は字の境界、都市計画 区域界		省令第17条第1項 2号
3 公図写し	600 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書)		県手続規則第3条 第2項第1号
4 現況図	2,500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形 (標高差 2mの等高線、 BM の位置と高さ、 縦横断面線 (20m 方眼線) の交点の高さ) (4) 開発区域の境界 (朱書) (5) 開発区域内及び周辺 (20m程度) の公共施設の状況 (6) 令第28条の2 第1号に規定する 樹木又は樹木の集団の状況 (7) 同条第2号に規定する切土又は盛 土を行う部分の表土の状況	(5) (6) は、開発区 域の規模が 1 ヘクタール以上の場合 に記載する	省令第16条 第4項
5 土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界 (朱書) (4) 公共施設の名称、位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状 (6) 予定建築物等の用途 (7) 公益的施設の位置 (8) 樹木又は樹木の集団の位置 (9) 緩衝帯の位置及び形状 (10) 道路・排水施設の縦断測点	土地の利用種別ご とに色分けする	省令第16条 第4項
6 求積図	500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法又は数値三 斜法	県手続規則第3条 第2項第5号

7 造成計画平面図	1,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) がけの位置 (6) 擁壁の位置 (7) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (8) BM の位置及び高さ (9) 縦横断面線の位置及び符号並びに 交点の計画高 (10) 道路・排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	省令第 16 条 第 4 項
8 造成計画断面図	H=100 分の 1 以 上 L=500 分の 1 以 上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (4) 縦横断面線の符号と測点番号 (5) 法面勾配 (6) 擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	省令第 16 条 第 4 項
9 排水施設計画 平面図	500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、形 状、内のり寸法（管径）、勾配、水の 流れの方向、吐口の位置及び放流先の 名称		省令第 16 条 第 4 項
10 給水施設計画 平面図	500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 給水施設の位置、形状、内のり寸 法（管径）及び取水方法 (4) 消火栓の位置	自己居住用の開発 行為は不要	省令第 16 条 第 4 項
11 がけの断面図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) がけの高さ、勾配 (3) 土質（土質の種類が 2 以上である ときは、それぞれ土質及びその地 層の厚さ） (4) 切土、盛土をする前の地盤面 (5) がけ面保護の方法		省令第 16 条 第 4 項
12 擁壁の断面図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込コンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 伸縮目地の位置及び構造 (10) 水抜孔の位置及び内径寸法		省令第 16 条 第 4 項
(計算書)		(1) 擁壁の構造計算 (2) 地耐力の根拠（ボーリングデータ 等）		
13 道路横断図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 路盤・基層・表層の構成 (3) 道路側溝の位置、形状及び寸法 (4) 埋設管の位置、形状及び寸法 (5) その他工作物の名称、位置、形状		県手続規則第 3 条 第 2 項第 5 号

		及び寸法 (6) 勾配、幅員		
14 排水施設構造図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水流量計算 (3) 排水施設構造詳細図 (開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水枠、吐口等)		県手続規則第 3 条第 2 項第 5 号
15 道路・排水施設の計画縦断面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離 (4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画高 (7) 勾配 (8) D L (基準線) (9) 人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として 20m とする	県手続規則第 3 条第 2 項第 5 号

**第1節 第2款 開発行為の変更許可申請
(法第35条の2、県手続規則様式第6号の3)**

開発行為の変更許可申請は、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

**第1節 第3款 開発行為の軽微な変更の届出
(法第35条の2、県手続規則様式第6号の4)**

開発行為の軽微な変更の届出は、届出書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して行います。

**第1節 第4款 開発行為に関する工事の中間検査依頼
(県手続規則様式第5号の2)**

<添付図書>

図書名称	縮 尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	50,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書)		県手続規則第 4 条第 3 項第 1 号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	開発許可申請書の添付図書 参照		県手続規則第 4 条第 3 項第 2 号
3 その他知事が必要と認める書類			指定工程に関する図書	県手続規則第 4 条第 3 項第 3 号

**第1節 第5款 開発行為に関する工事完了の届出
(法第36条第1項、省令別記様式第四、第五)**

<添付図書>

図書名称	縮 尺	明示する事項	備考	関係条文
1 公図写し	600 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書)		県手続規則第 6 条 第 1 号
2 公共施設を表示した平面図	500 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書) (4) 公共施設		県手続規則第 6 条 第 2 号
3 工程の主要な部分を記録した写真				県手続規則第 6 条 第 3 号
4 確定測量図	300 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺		県手続規則第 6 条 第 4 号

**第1節 第6款 公告前の建築等承認申請
(法第37条第1号、県手続規則様式第7号)**

<添付図書>

図書名称	縮 尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	15,000 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域 (朱書)		県手続規則第 7 条 第 1 号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1,000 分の 1 以上	開発許可申請書の添付図書 参照		県手続規則第 7 条 第 2 号
3 建築物又は特定工作物の配置図	100 分の 1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置		県手続規則第 7 条 第 3 号
4 工程表				県手続規則第 7 条 第 4 号
5 写真			工事の進捗 状況、公共施 設の整備状 況がわかる もの	県手続規則第 7 条第 4 号
6 その他知事が必要と認める図書				県手続規則第 7 条 第 4 号

**第1節 第7款 予定建築物等以外の建築等許可申請
(法第42条第1項、県手続規則様式第9号)**

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地登記簿謄本 又は土地登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	県手続規則第9条
2 排水放流許可書		県手続規則第9条
3 その他知事が必要と認める書類		県手続規則第9条

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	15,000分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域の位置（朱書）		県手続規則第9条
2 公図写し	600分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域（朱書）		県手続規則第9条
3 開発許可に係る土地 利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		県手続規則第9条
4 建築物又は特定工作 物の配置図	100分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の位置		県手続規則第9条
5 給水施設平面図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)給水施設の位置、形状、内の り寸法（管径）及び取水方法 (4)消火栓の位置	自己居住用 の建築物は 不要	県手続規則第9条
6 排水施設平面図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)排水区域の区域界 (4)排水施設の位置、種別、材料、 形状、内のり寸法（管径）、勾 配延長及び流れ方向並びに 吐口の位置及び放流先の名称		県手続規則第9条
7 その他知事が必要と 認める図面				県手続規則第9条

第1節 第8款 建築行為等許可申請 (法第43条第1項、省令第34条、省令別記様式第九)

(建築物の新築等の許可の申請)

省令第34条 法第43条第1項に規定する許可の申請は、別記様式第9による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面（令第36条第1項第3号ニに該当するものとして許可を受けようとする場合にあつては、次に掲げる図面及び当該許可を受けようとする者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類）を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設
敷地現況図	<p>(一) 建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p> <p>(二) 建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p>

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地登記簿謄本	申請時以前6か月以内のもの	県手続規則第9条の2第2号
2 雨水及び汚水の流量計算書		県手続規則第9条の2第2号
3 排水放流許可書		県手続規則第9条の2第2号
4 その他知事が必要と認める書類	※	県手続規則第9条の2第2号

※ 政令第36条第1項第3号イからホに応じて、それぞれ別に定める書類が必要です（各号審査基準参照）。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 付近見取図	15,000 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地の位置（朱書） (4)敷地の周辺の公共施設	都市計画図に記入	省令第34条第2項
2 公図写し	600 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の敷地（朱書）		県手続規則第9条の2第2号
3 敷地現況図	500 分の 1 以上	<p>●建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合</p> <p>(1)方位 (2)縮尺 (3)敷地の境界（朱書） (4)建築物等の位置 (5)がけ及び擁壁の位置 (6)排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p> <p>●建築物の用途の変更の場合</p> <p>(1)方位 (2)縮尺 (3)敷地の境界 (4)建築物の位置 (5)排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p>		省令第34条第2項
4 建築物又は第一種特定工作物の配置図	100 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の位置		県手続規則第9条の2第1号
5 求積図	500 分の 1 以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)面積計算表	座標法又は 数値三斜法	県手続規則第9条の2第2号
6 排水施設構造図	50 分の 1 以上	(1)縮尺 (2)雨水及び汚水流量計算 (3)排水施設構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水枡、吐口等）		県手続規則第9条の2第2号
7 その他知事が必要と認める図面				県手続規則第9条の2第2号

第1節 第9款 地位の承継承認申請 (法第45条、県手続規則様式第14号)

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 開発行為に関する工事を施行する権利の取得を証する書類		県手続規則第11条第1号
2 申請者の業務経歴書	自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）	県手続規則第11条第2号
3 前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）	県手続規則第11条第2号
4 その他知事が必要と認める書類		県手続規則第11条第3号

第1節 第10款 開発登録簿写しの交付請求 (法第47条第5項、県手続規則様式第15号)

開発登録簿の写しの交付の請求は、「開発登録簿写し交付申請書」を提出して行います。

第1節 第11款 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求 (省令第60条第1項、県手続規則様式第16号)

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地登記簿謄本 又は土地登記事項証明書	申請時以前6か月以内のものとする	県手続規則第13条第2項
2 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書	県手続規則第13条第2項
3 その他知事が必要と認める書類	計画が都市計画法の規定に適合していることが確認できる書類 ※	県手続規則第13条第2項

※ 建築物等の種類によって必要な書類が異なります。

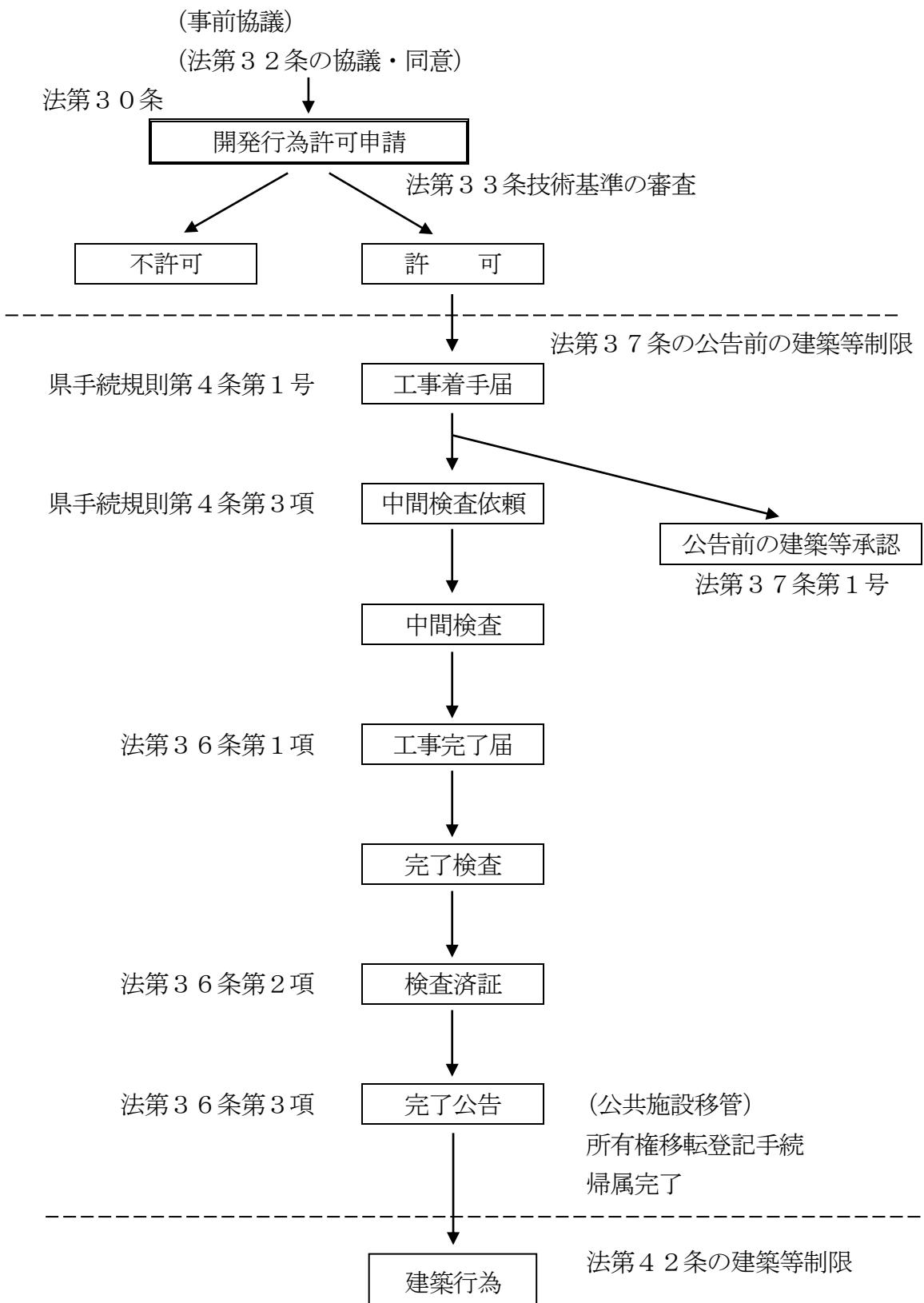
<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 位置図	50,000分の1以上	(1)方位 (2)開発区域等の位置（朱書）	都市計画図に記入	県手続規則第13条第2項
2 公図写し	600分の1以上	(1)方位 (2)開発区域等（朱書）		県手続規則第13条第2項
3 求積図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)面積計算表	座標法又は数値三斜法	県手続規則第13条第2項
4 土地利用計画図	1,000分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域の境界（朱書） (4)公共施設の名称、位置及び形状 (5)予定建築物等の敷地の形状 (6)予定建築物等の用途	土地の利用種別ごとに色分けする	県手続規則第13条第2項
5 建築物の配置図	100分の1以上	(1)方位 (2)建築物等の位置		県手続規則第13条第2項
6 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	(1)縮尺 (2)建築面積 (3)延床面積 (4)最高高さ	立面図は2面以上	県手続規則第13条第2項
7 その他知事が必要と認める図面				県手続規則第13条第2項

※ 建築士が作成した図面については、建築士の記名が必要です。

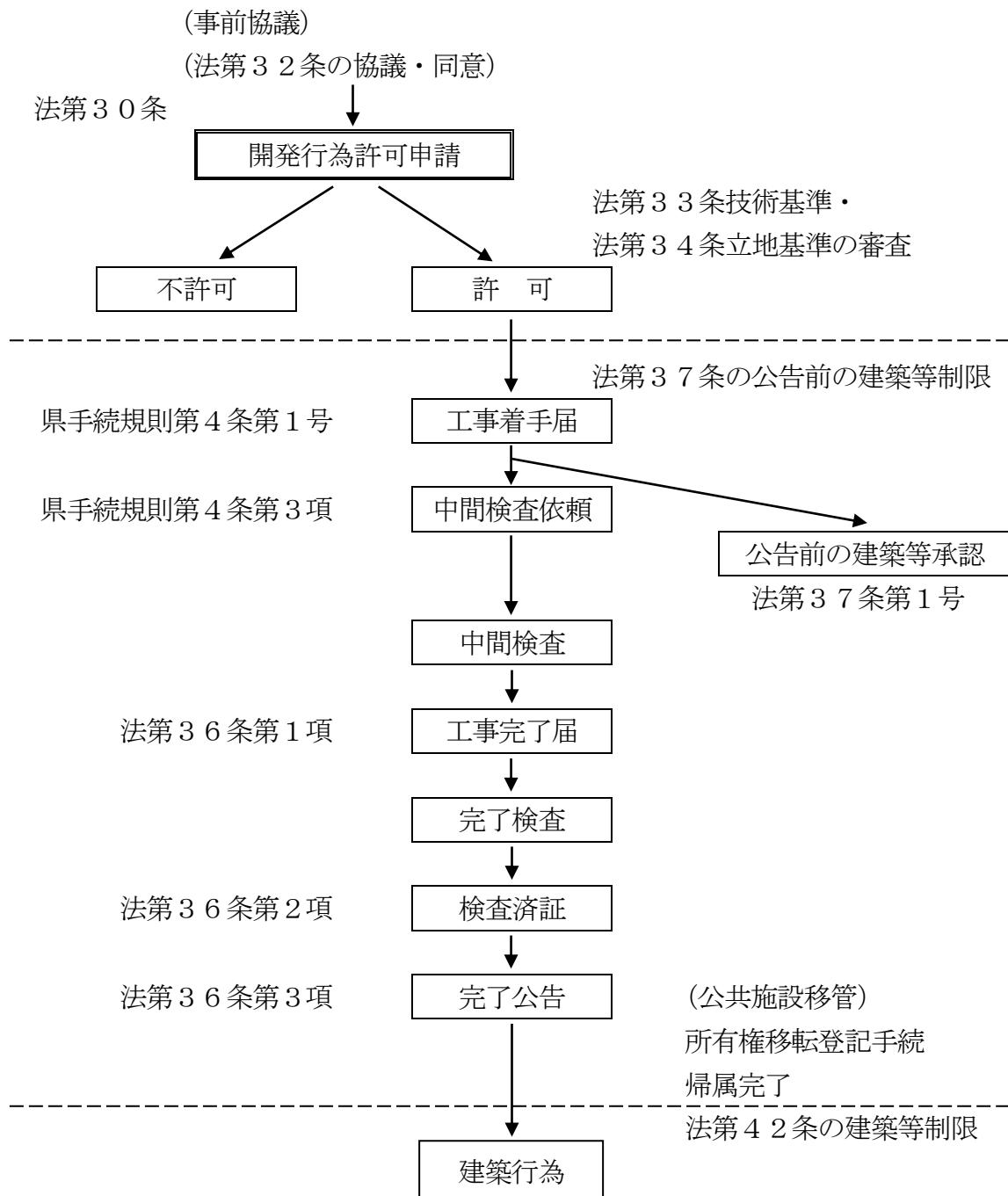
第2節 申請等手続の流れ

第2節 第1款 都市計画区域（市街化調整区域を除く。）・準都市計画区域・ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における手続



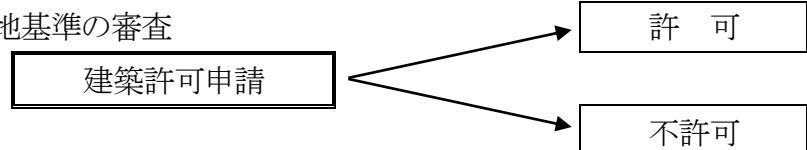
第2節 第2款 市街化調整区域における手続

① 法第29条開発許可の場合

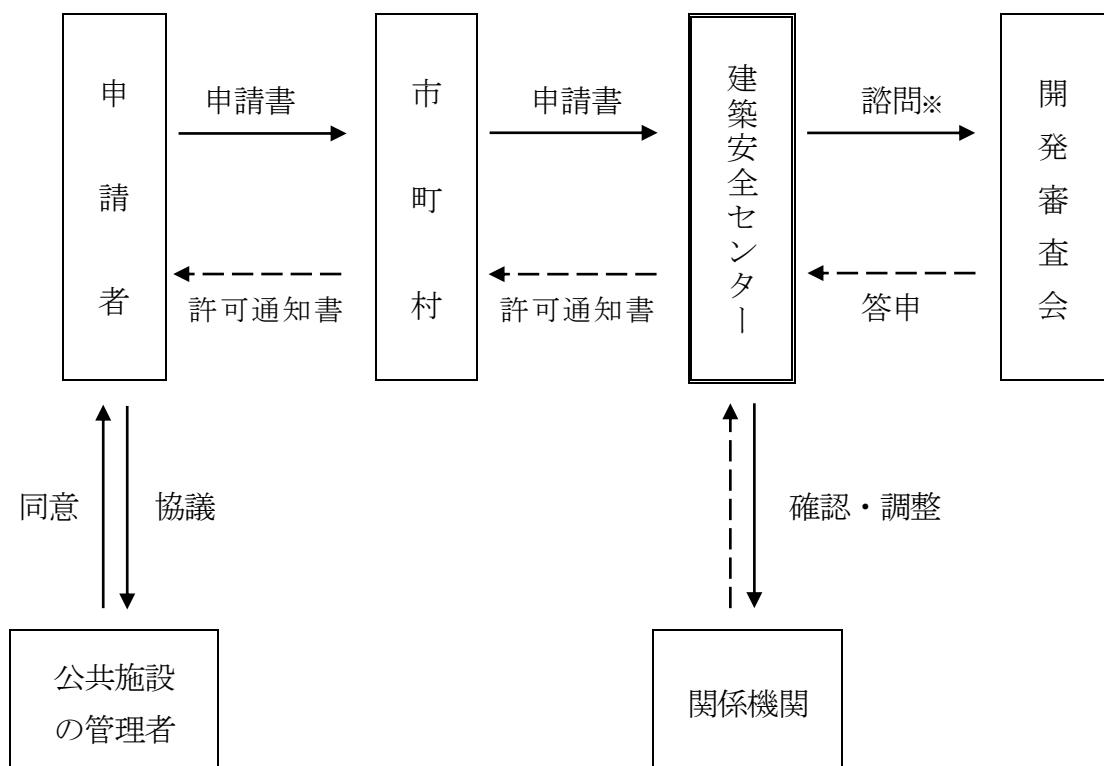


② 法第43条建築許可の場合

省令第36条第1項第1号・第2号の技術基準、
同項第3号の立地基準の審査

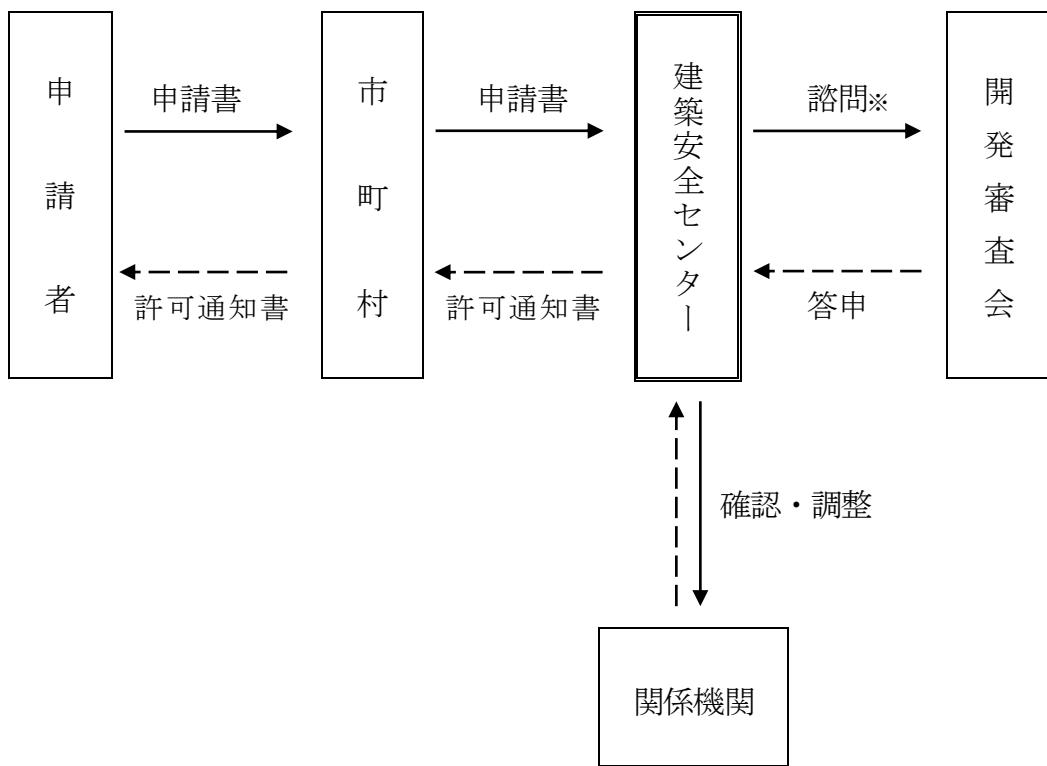


第2節 第3款 開発行為許可（法第29条第1項、同第2項）申請



※ 開発審査会事務局（埼玉県都市整備部都市計画課）に提出する（法第34条第14号に該当するものに限る。）。

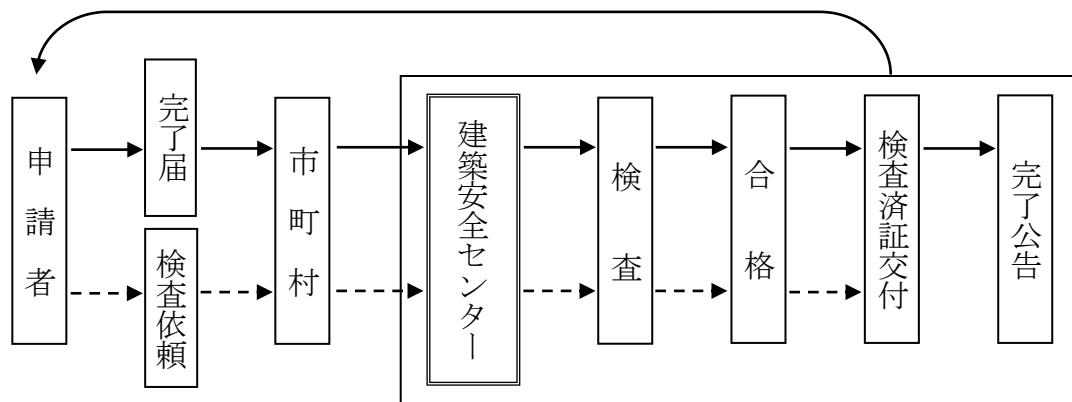
第2節 第4款 建築等許可（法第43条）申請



※ 開発審査会事務局（埼玉県都市整備部都市計画課）に提出する（政令第36条第1項第3号ホに該当するものに限る。）。

第2節 第5款 工事検査の手続

- ・工事完了検査の場合 →
- ・中間検査の場合（中間検査を行う必要がある場合に限る。） →



第2節 第6款 その他の許可申請及び届出等の手続

